住宅用火災警報器は もう設置されましたか？

設置義務化期限

平成２３年5月３１日

平成２３年２月７日
松ヶ崎自主防災連合会
松ヶ崎消防分団
左 京 消 防 署

「ピッピッピー！火事です！火事です！」早期発見でわが身を，家族を守るだけでなく，近所への迷惑を防ぐことができます。火災は寝ている時が一番危険です。焼死者の約８割は就寝中に発生しています。京都市については京都市火災予防条例により平成２３年５月３１日までにご家庭に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられています。各寝室に１個，できれば台所にも１個設置することで「安心」と言えるのではないでしょうか。今回が学区における共同購入の最終回となります。この機会に是非設置していただくことを松ヶ崎消防分団，左京消防署からもお願いいたします。

記

１　警報器の種類
　パナソニック製　煙感知式（SH28455K）・熱感知式（SH28155K）
　寝室・台所には煙感知式，ただし台所には熱感知式でも大丈夫です。

２　価格
　煙感知式・熱感知式　各２５００円

３　納入時期
　３月上旬を予定しています。現物と引き換えに代金をお支払願います。

４　申込書及び設置状況（別紙）
　氏名，町名番地，電話番号等の必要事項を記入してください。（商品引渡し時に必要です。）

５　申込期限
　申込期限は２月２１日(月)です。防災班長まで提出してください。

６　その他
　この申込書及び設置状況は警報器の共同購入の有無にかかわらず防災班長へ提出してください。
　購入されない方も警報器の設置状況等を記入のうえ提出してください。（住所，電話番号は不要）

＊申込書の回収期日，経路

１　ご家庭から防災班長へは２月２１日までにお渡しください。共同購入の有無を問わず全て回収します。

２　防災班長は２月２３日までに防災部長へ，防災部長は２月２５日までにブロック会長へ，ブロック会長は２月２８日までに本部(市原副会長)まで提出してください。